

生駒市条例第 5 号

生駒市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 3 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例

生駒市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める
条例（平成 2 4 年 1 2 月生駒市条例第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 6 号中「第 2 1 条第 2 項第 1 号」を「第 2 2 条第 2 項第 1 号」に改め
る。

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。